

山佐産業株式会社（特定事業者） （スロットの販売等を行う事業者）

- 1 山佐産業は、スロットの販売等を行う事業者（販売代理店）と業務委託契約を締結し、販売代理店に対して、継続してスロットの販売等の業務を委託している。
- 2 山佐産業は、販売代理店と締結している業務委託契約において、販売代理店ごとに、消費税額を含む額で業務委託手数料を定めている。
- 3 山佐産業は、平成26年4月1日以後の業務委託手数料について、消費税率の引上げ分を上乗せせず、同年3月31日までの業務委託手数料と同額の業務委託手数料を同年8月分まで支払った。
- 4 山佐産業の行為は、販売代理店に対して支払う業務委託手数料を通常支払われる対価に比し低く定め、消費税の転嫁を拒むことに該当。

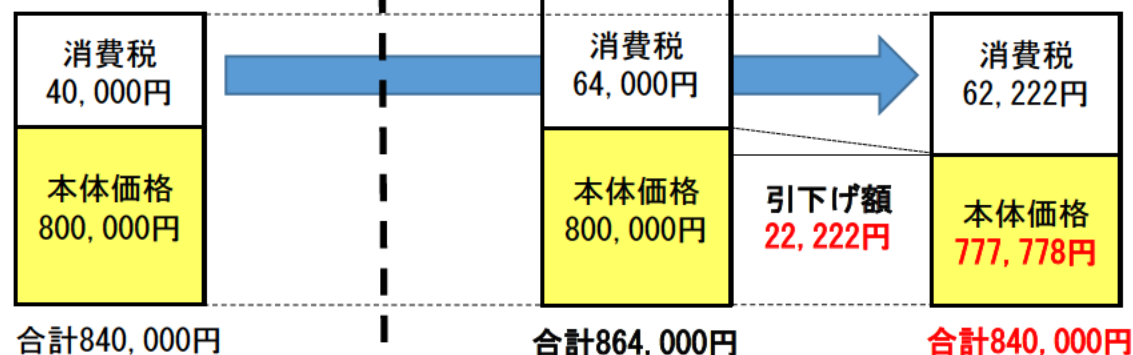
例：業務委託手数料が1台42,000円で20台販売。合計84万円（消費税を含む。）

平成26年3月末まで
（消費税率5%）

平成26年4月1日以降
（消費税率8%）

通常支払われる対価

山佐産業が
支払った対価



勧告の内容

○今後、消費税の転嫁を拒むことのないよう、自らの役員及び従業員に本勧告の内容について周知徹底すること

○消費税転嫁対策特別措置法の研修を行うなど社内体制の整備を行うこと

など

スロットの販売等の業務委託を受けて、販売等を行う事業者
（特定供給事業者 約170事業者）